

〔投資信託〕通知物のご提供方法の変更について

- 2025年4月1日に行われた金融商品取引法および関連諸規則の改正により、お客さまへ書面（紙）でお送りしている書類を、原則としてデジタル媒体（インターネットやメール等）で提供することができる制度が開始されました（以下、デジタル原則）。

改正前	改正後
➤ 原則、「書面」での提供	➤ 原則、「デジタル」での提供
➤ お客さまのお申し出により、デジタル提供	➤ お客さまのお申し出により、書面提供

- 本改正を受けて、当行では、投資信託に関する通知物（取引報告書等）を、2026年10月より、デジタル媒体での提供（Eco通知）に切り替えさせていただきます。
- 切り替えにあたり、デジタル原則の対象となるお客さまには、2026年3月以降に「ご案内」を郵送します。

〈切り替え対象のお客さま〉

- ・三菱UFJダイレクト契約済かつ投資信託の口座をサービス指定口座に登録しているお客さまのうち、Eco通知未契約のお客さま
(※上記に該当するお客さまであっても、一部のお客さまは切り替えの対象外となります。)
- お客さまからのお申し出により、引き続き、書面（紙）でのお受け取りを継続することが可能です。
- 書面（紙）継続のくわしい手続方法は、郵送される「ご案内」をご確認ください。
- なお、すでにEco通知契約済のお客さまは、引き続き、Eco通知でご提供させていただきます。

Eco通知について、くわしくは[こちら](#)をご確認ください。

引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(2026年1月30日現在)